

# 県有財産の制限付一般競争入札案内書

(平成28年5月実施)

平成28年4月8日

## 石川県総務部財政課

### 目次

1	入札公告の内容	1頁
2	入札による売買手続きの流れ	3頁
3	県有財産の制限付一般競争入札説明書	4頁
4	入札心得書	9頁
5	県有財産売買契約書	11頁
6	各種様式等	14頁
	県有財産一般競争入札参加申込書(別記様式1)	(14頁)
	利用計画書(別記様式2)	(15頁)
	役員等名簿(別記様式3)	(16頁)
	誓約書(別記様式4)	(18頁)
	委任状(別記様式5)	(19頁)
	入札書(別記様式6)	(20頁)
	入札保証金に関する約定書(別記様式7)	(21頁)
	銀行振出小切手について(見本等)	(22頁)
7	物件調書	23頁
8	入札会場等のご案内	26頁

#### ○入札に関するお問い合わせ先

・〒102-0093

東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館14階

石川県東京事務所

電話(03)5212-9016

・〒920-8580

石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部財政課

電話(076)225-1256

#### ○物件の詳細に関するお問い合わせ先

〒150-0043

東京都渋谷区道玄坂1-12-1 渋谷マークシティウエスト18階

東急リバブル株式会社 流通事業本部 コンサルティング営業部

石川県県有財産売却支援担当(中島・吉居)

電話(03)3464-6871

- 1 本案内書は、現地説明及び入札の際お持ち下さい。
- 2 本案内書に綴じ込みの入札参加申込書等の様式は、取り外してお使い下さい。  
※石川県ホームページからもダウンロードできます。(下記URL)  
<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/zaisei/kioikaikan/nyusatsu.html>

## 県有財産売払入札公告

次のとおり制限付一般競争入札を実施する。

平成28年4月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 1 一般競争入札に付す物件

物件名称	旧紀尾井会館	
所在地	東京都千代田区麹町4丁目8番1	
数量	土地	千代田区麹町4丁目8番1(宅地) 3,908.92㎡ 敷地権割合100万分の120,061 千代田区麹町4丁目8番66(宅地) 159.37㎡ 共有持分100万分の120,061
	建物	専有部分(麹町クリスタルシティ西館1～4階) 1,519.68㎡ 附属建物(ボイラー室 地下2階部分) 19.42㎡

### 2 入札及び開札の日時及び場所

入札日時：平成28年5月12日(木) 午前10時30分

場 所：東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館4階 会議室

開 札：入札後、即時開札

### 3 現地説明の日時及び場所

日 時：平成28年4月19日(火) 午後1時30分

場 所：東京都千代田区麹町4丁目8番1

麹町クリスタルシティ西館 旧石川県紀尾井会館1階

### 4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 平成28年4月8日現在、日本において設立登記後2年以上経過している法人であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないことができる者以外の者であること。
- (3) 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)ではないこと及び以下に該当しない者であること。
  - ア 役員等(申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員及びその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。)が、条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者
  - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (4) 国税を滞納していないこと。

### 5 入札物件の利用制限

入札案内書に示す利用上の制限(禁止用途)を設ける。

## 6 入札案内書の交付期間及び交付場所

### (1) 交付期間

平成28年4月8日（金）から平成28年4月28日（木）までの県の機関の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

### (2) 交付場所

石川県東京事務所

東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館14階 電話番号 03-5212-9016

石川県総務部財政課

石川県金沢市鞍月1丁目1番地 電話番号 076-225-1256

## 7 入札参加申込みの方法

(1) この入札に参加を希望する者は、入札案内書に示す県有財産一般競争入札参加申込書及び添付書類を(2)の受領期限までに石川県東京事務所まで持参し、又は郵送しなければならない。

### (2) 受領期限

平成28年4月28日（木）午後5時（郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。）

## 8 その他

### (1) 入札保証金

入札しようとする金額の100分の5以上

### (2) 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者の提出した入札書、入札参加申込みを行わなかった者の提出した入札書その他入札案内書に示す無効の入札に掲げる入札書は、無効とする。

### (3) 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### (4) 契約書の要否

落札者は、落札決定の日から5日以内（当該期間内に県の休日に当たる日があるときは、その日数を加算した期間）に、契約を締結しなければならない。

この契約は仮契約であり、廻町クリスタルシティ管理組合全体総会で本物件の用途変更に係る廻町クリスタルシティ管理規約の変更に関する議決が得られたこと及び石川県議会で本物件の売却に関する議決が得られたことにより効力を生ずる。これら停止条件の不成就に関し、石川県はいかなる責任も負わない。

### (5) 契約保証金

契約金額の100分の10以上

### (6) 売買代金の納入

県が発行する納入通知書により、指定の期日（契約の効力の発生の日から起算して30日以内）までに納入すること。

### (7) 所有権の移転等

所有権の移転は、売買代金が完納された日とし、その日から起算して7日以内に物件の引渡しを行う。

### (8) その他の事項

詳細は、入札案内書による。

### (9) 問合せ先

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館14階

石川県東京事務所 電話番号 03-5212-9016

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部財政課 電話番号 076-225-1256

## 《入札による売買手続きの流れ》

◇ 平成28年4月8日（金）

- ① 入札の公告
- ② 入札案内書交付開始
  - ・ 石川県東京事務所、石川県総務部財政課で交付します。

◇ 平成28年4月8日（金）～平成28年4月28日（木）

- ③ 入札参加申込期間（持参・郵送による）
  - ・ 必要書類を石川県東京事務所へ提出して下さい。
  - （郵送による場合は簡易書留で期間中に必着）
  - ・ 申込するには、事前に物件に関する説明を十分に受けておく必要があります。

◇ 平成28年4月19日（火）

- ④ 現地説明（指定日時）
  - ・ 入札物件現地において物件概要を説明します。

◇ 平成28年5月12日（木）

- ⑤ 入札
  - ・ 指定日時、場所で実施します。
  - ・ 入札保証金（入札金額の5%以上）を納付し、参加して下さい。
- ⑥ 開札、落札者の決定
  - ・ 入札締切後、入札者の前で開札し、落札者を決定します。

◇ 落札（＝入札）の日から5日以内

- ⑦ 契約締結
  - ・ 石川県と落札者との間で売買契約を締結します。
  - ・ 下記⑧及び⑨の議決を得て効力が発生する仮契約となります。
  - ・ 契約保証金（売買代金の10%以上）を納付して下さい。（入札保証金は契約保証金に充当）

◇ 契約締結の日から効力発生の日まで

- ⑧ 管理組合全体総会の議決
  - ・ 麴町クリスタルシティ管理組合全体総会の4分の3以上の議決で管理規約に定める用途を変更します。
- ⑨ 石川県議会の議決
  - ・ 入札物件の売却について石川県議会の議決に付します。
  - ・ 議決されたときに契約の効力が発生します。（本契約となります。）

◇ 効力発生の日から起算して30日以内

- ⑩ 売買代金の支払い、所有権移転
  - ・ 売買代金から契約保証金を除いた残額を納付（契約保証金は売買代金に充当）して下さい。
  - ・ 売買代金が完納された時に所有権が移転します。

◇ 売買代金の支払いから起算して7日以内

- ⑪ 所有権移転登記の申請、物件引き渡し
  - ・ 登録免許税など、所有権移転登記に要する経費は全て落札者負担となります。

# 県有財産の制限付一般競争入札説明書

この入札説明書は、県有財産の売却に係る入札執行及び契約の締結について、入札参加者及び契約締結者が留意すべき事項を定めたものであり、入札参加希望者は以下の事項を了解のうえ、入札書を提出されるようお願いいたします。

## 1 一般競争入札により売却する物件

物件名称	旧紀尾井会館	
所在地	東京都千代田区麴町4丁目8番1	
区分及び数量	土地	千代田区麴町4丁目8番1（宅地）3,908.92㎡ 敷地権割合100万分の120,061 千代田区麴町4丁目8番66（宅地）159.37㎡ 共有持分100万分の120,061
	建物	専有部分（麴町クリスタルシティ西館1～4階）1,519.68㎡ 付属建物（ボイラー室 地下2階部分）19.42㎡

## 2 入札書に記載する価格

- (1) 入札書に記載する価格は土地と建物の合計額として下さい。
- (2) 入札書に記載する価格には消費税を含めませんので、入札者は、建物について見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額と、土地について見積もった契約希望金額の合計額を入札書に記載して下さい。
- (3) 入札書に記載された価格に0.215を乗じた金額を建物に該当する価格（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てたものとする。）とし、入札書に記載された価格から建物に該当する価格を差し引いた残りの金額を土地に該当する価格とします。
- (4) 契約金額は入札書に記載された金額に建物に係る消費税（(3)で計算される建物に該当する価格の100分の8に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てたものとする。））を加算した金額とします。

## 3 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加できるのは、以下の条件を全て満たす者としてします。

- (1) 平成28年4月8日現在、日本において設立登記後2年以上経過している法人であること。
- (2) 過去3年間に以下の事項に該当しない者であること。
  - ① 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ④ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - ⑥ 前各号のいずれかの規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）ではない、かつ以下に該当しない者であること。
  - ① 役員等（申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員及びその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。）が、条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者
  - ② 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
  - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (4) 国税を滞納していないこと。

#### 4 入札物件の利用制限

- (1) 入札物件の利用については、以下のとおり一定の制限（禁止用途）を設けています。
  - ① 公序良俗に反する用
  - ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用
  - ③ 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用
  - ④ 東京都文教地区建築条例第4条に規定する第2種文教地区内の制限を受ける用
  - ⑤ 不特定の者を居住させたり、共用させるなど、防犯上の懸念が高まるおそれがあると県が認める用
  - ⑥ 騒音・振動・悪臭等の発生や治安の悪化など、麴町クリスタルシティの入居者や近隣住民の居住・生活環境を害し、または麴町クリスタルシティの建物の資産価値を減少させるおそれがあると県が認める用
  - ⑦ その他県が不適切と認める用
- (2) 入札参加申込みの際には、入札物件の用途（利用方法）を確認するため、利用計画書を提出していただきます。
- (3) 利用計画書の内容が(1)の禁止用途に該当する方や、自らが所有者として利用する計画のない方（保有するだけで利用計画がない場合や転売を目的に取得する場合はこれに該当します）は入札に参加することができません。

#### 5 入札参加の申込み

この入札に参加するためには、事前の申込みが必要です。

ただし、申込みの前に必ず(5)の入札物件に関する説明を受けて下さい。説明を受けていない場合、入札参加申込みを受理しません。

- (1) 入札参加申込み受付期間  
平成28年4月8日（金）～平成28年4月28日（木）午後5時  
上記受付期間中に到達したもののみを有効な申込みとします。
- (2) 申込み方法  
(3)の提出書類一式を受付期間内に(4)の提出先に持参もしくは郵送して下さい。  
郵送の場合は、簡易書留により、受付期間内必着として下さい。なお、郵送手続き後、速やかに(4)の提出先までその旨連絡して下さい。  
電話、FAXなどによる申込みはできません。
- (3) 提出書類  
以下の①～⑧の書類を全て提出して下さい。

① 県有財産一般競争入札参加申込書（別記様式1）	1通
② 利用計画書（別記様式2）	1通
③ 役員等名簿（別記様式3）	1通
④ 誓約書（別記様式4）	1通
⑤ 登記事項証明書	1通
⑥ 納税証明書（その3の3（未納の税額がないことの証明））	1通
⑦ 印鑑証明書	1通
⑧ 直近1期分の決算報告書	1通

①～④には必要事項を記入し、印鑑証明書の印鑑を押印して下さい。  
⑤～⑦の証明書は全て平成28年1月28日以降（受付期間の最終日の3ヶ月前）に発行されたものに限りま。

持分を共有する場合には必ず共有者全員の連名で申込みをお願いします。

(4) 提出先（申込書送付先）

〒102-0093

東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館14階

石川県東京事務所 宛

電話（03）5212-9016

(5) 入札物件に関する説明

入札参加の申込みをするには、事前に入札物件に関する説明を受けておく必要があります。下記  
記保有財産売却支援業務委託先の担当者より説明を受け、物件の詳細を理解してから、入札参加  
の申込みを行って下さい。

説明を受けるには、下記期限までに電話にて申込みをして下さい。

石川県県有財産売却支援業務委託先

東急リバブル株式会社 流通事業本部 コンサルティング営業部

担当（中島・吉居）

電話番号 03-3464-6871

入札物件に関する説明の申込期限 平成28年4月26日（火）午後5時まで

## 6 現地説明の日時及び場所

日 時：平成28年4月19日（火）午後1時30分

場 所：東京都千代田区麹町4丁目8番地

麹町クリスタルシティ西館 旧石川県紀尾井会館1階（入口の鍵は開いています）

現地説明には入札参加の意思の有無にかかわらず自由に参加できます。希望される方は上記日時  
に上記場所に集合して下さい。

現地説明への参加は入札参加のための必須条件ではありませんが、参加することで5(5)の入札物  
件に関する説明を受けたものとみなします。

## 7 入札及び開札を行う日時及び場所

入札日時：平成28年5月12日（木）午前10時30分

場 所：東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館4階会議室

開 札：入札後、即時開札

入札の前に手続きを行いますので、当日は、入札開始時刻の30分前までに都道府県会館14階  
の石川県東京事務所にお越し下さい。その後上記の入札を行う場所にご案内します。

入札は上記時間を厳守して行います。なお、開札は、入札後直ちに行います。

## 8 入札日の持参品等

(1) 入札書（別記様式6）

(2) 委任状（別記様式5）

入札書を入札参加者名義で作成できない場合（入札書に入札参加者本人の押印ができない場  
合）に委任状が必要です。

(3) 印鑑

入札参加申込書に押捺したご本人の印鑑（印鑑証明書の印）を持参して下さい。

ただし、委任を受けた代理人が入札される場合には、入札参加者ご本人（委任者）の印鑑は持  
参の必要はありませんが、代理人の方は委任状に押印したご自分の印鑑を持参して下さい。

(4) 入札保証金

(5) 入札保証金に関する約定書（別記様式7）

入札者は、入札金額の100分の5以上の「入札保証金」を、「入札保証金に関する約定書」  
を添えて、入札の前に納付しなければなりません。

入札保証金は、銀行振出小切手（別紙見本参照）により納付しなければなりません。

落札者の入札保証金は、契約保証金に充当されます。

落札されなかった方の入札保証金は、入札終了後、領収書と引き替えに速やかに還付します。  
入札保証金には利息を付しません。

落札者が、落札決定の日から5日以内に売買契約を締結しない場合には、その落札は無効となり、入札保証金は県に帰属することとなります。

#### (6) 収入印紙（200円）

営業として入札に参加し、かつ入札保証金を5万円以上納付した方は、入札保証金を還付した際の領収書に200円の収入印紙の貼付が必要となります。

#### (7) 身分証明書（運転免許証等、ご本人又は委任を受けた方と証明できるもの）

#### (8) 筆記用具

### 9 入札における注意事項

別添「入札心得書」をよくお読み下さい。

### 10 落札者の決定方法

落札者は、県の予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札をした方とします。

ただし、落札者となる同価格の入札者が二人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。なお、この場合において、「くじ」を引かないものがあるときは、この者に代わって入札に関係ない職員に「くじ」を引かせるものとします。

### 11 契約の締結

#### (1) 県有財産売払申請書の提出

落札者は、落札後速やかに県有財産売払申請書を提出していただきます。

#### (2) 契約の締結

落札者は、落札決定の日から5日以内に売買契約を締結しなければなりません。この期限までに契約を締結されない場合には、落札は無効となり、落札者が納付した入札保証金は県に帰属することとなります。

#### (3) 契約保証金

落札者は、契約締結の際、売買代金の100分の10以上の契約保証金を納付していただきますが、この時、先に納付済みの入札保証金は、契約保証金の一部に充当する取扱いをします。

### 12 仮契約及び停止条件

#### (1) 11(2)において締結する売買契約は、以下の①及び②の議決を得ることを停止条件とする仮契約とします。

##### ① 管理組合全体総会（管理規約の変更に関する議決）

「麴町クリスタルシティ管理規約」に規定されている入札物件の用途を、「麴町クリスタルシティ管理組合全体総会」の議決を得て、落札者の利用計画に合わせて変更します。

##### ② 石川県議会（県有財産の処分に関する議決）

①の議決を得たのち、石川県議会の議決に付すこととします。

県議会の議決が得られたときに契約の効力が発生します。（本契約となります。）

#### (2) 契約締結後に初めて議案を提出した上記(1)①及び②において議決が得られなかった場合は、停止条件が成就する見込みがなくなったこととし、契約保証金を全額返還します。

なお、停止条件が成就しないことに関し、県はいかなる責任も負いません。

### 13 売買代金の支払方法

売買代金と契約保証金の差額について、契約の効力が発生した日から起算して30日以内に、県が発行する納入通知書により納付していただきます。

なお、売買代金の支払いが行われなかった場合、契約保証金は県に帰属することとなります。



#### 14 所有権の移転及び費用負担

- (1) 売買代金が完納されたときに所有権の移転があったものとします。
- (2) 所有権移転後 7 日以内に所有権移転登記の申請及び物件の引き渡しを行います。
- (3) 物件（土地、建物、工作物）は現況のまま引き渡します。なお、備品は含みません。
- (4) 売買契約書（県保管用のもの一部）に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行、並びに所有権移転登記に関して必要な費用は、全て落札者の負担となります。（ただし、仲介手数料はかかりません。）

#### 15 契約に付す条件

入札物件については、契約書において次の制限が付されますので、ご注意ください。

- (1) 「落札者は、契約締結後、売買物件に数量の不足、その他隠れたかしのあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない」こと。
- (2) 「落札者は、契約締結の日から 5 年間（以下、指定期間）、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない」こと。
- (3) 「落札者は、指定期間中、売買物件を石川県暴力団排除条例（平成 23 年石川県条例第 20 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない」こと。
- (4) 「落札者は、指定期間中、売買物件につき所有権の移転又は地上権、質権、使用貸借による権利若しくは賃借権その他使用又は収益を目的とする権利を設定しようとするときは、これらに関する契約書に(2)及び(3)の趣旨の条件を付さなければならない」こと。
- (5) 「県は、禁止用途に関し、必要があると認めるときは、売買物件を調査し、又は落札者に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。また、落札者は、正当な理由なく、県が必要に応じて行う実地調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない」こと。
- (6) 「落札者は、(2)、(3)及び(5)の条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなくてはならない」こと。

#### 16 入札・売却結果の公表について

今回の入札結果については、石川県議会に議案として提出するほか、契約締結後、県が必要と認められる時期に、契約者の同意を得たうえで、売却に関する以下の内容について公表することがあります。

- (1) 当該売却物件の所在地、数量
- (2) 売却の契約年月日
- (3) 売却の金額
- (4) 売却の相手方

#### 17 落札に至らない物件の取扱い

入札により落札に至らない物件については、県が定めた予定価格以上の金額で、随時、売却することがあります。

#### 18 その他

この入札説明書に定めのない事項については、石川県財務規則（昭和 38 年石川県規則第 67 号）その他関係法令等の定めるところによります。

## 入札心得書

- 第1条 入札参加者は、「県有財産の制限付一般競争入札案内書」（以下「入札案内書」という。）を熟読のうえ入札して下さい。
- 2 入札案内書について疑義があるときは、入札日の前日までに関係職員の説明を求められます。
- 第2条 入札参加者は、入札に関し県の担当職員の指示に従って下さい。
- 第3条 入札参加者は、入札執行前に入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければなりません。
- 2 入札保証金を納付する場合は、県の担当職員の審査を受け、その面前で封かんのうえ、氏名及び金額を封筒に明記して「入札保証金納付書（入札当日交付、入札参加者が作成）」及び「入札保証金に関する約定書（別記様式7）」を添え提出しなければなりません。
- 3 入札保証金は、開札完了後（再度の入札を含む。）、落札者を除き、入札保証金納付の際に発行した「現金領収証書」及び「領収書」と引換えに還付します。
- 第4条 入札者は、「入札書（別記様式6）」に所要の事項を記載し、所定の箇所に記名・押印のうえ封かんし、入札者の氏名を明記し、所定の時刻に入札箱に投入してください。
- 2 記載事項を訂正したときは、訂正箇所に訂正印（印鑑証明書の印）を押さなければなりません。ただし、金額の訂正はできません。
- 3 入札者が代理人である場合は、入札前に「委任状（別記様式5）」を提出して下さい。
- 4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、他の入札参加者の代理をすることはできません。
- 5 入札参加者は、入札参加資格を有しない者を入札の代理人とすることはできません。
- 第5条 入札参加者が連合その他不正、不当な行為をなし、関係職員が入札の公正な執行を妨げるおそれがあると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札執行を延期若しくは中止することがあります。
- 第6条 次の各号の一に該当する入札書は、無効とします。
- (1) 入札参加資格を有しない者がした入札書
  - (2) 入札参加申込みをしなかった者がした入札書
  - (3) 当該入札に対する同一人の二以上の入札書
  - (4) 第3条第1項に規定する入札保証金を納付しない者のした入札書
  - (5) 記名押印のない、又は判然としない入札書
  - (6) 入札金額の記載が不明確な入札書
  - (7) 入札公告において示される入札時刻に、入札箱に投入されなかった入札書
  - (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書又は他事記載のある入札書
  - (9) 当該入札について他の入札者の代理人を兼ねた者又は二人以上の入札者の代理をした者の入札書
  - (10) 委任状を持参しない代理人のした入札書
  - (11) 委任状の表示内容並びに押印のない、又は判然としない入札書
  - (12) 郵送による入札書
  - (13) その他入札に関する条件に違反した入札書
- 第7条 入札者は、入札書を入札箱に投入した後は、その事由のいかんにかかわらず、その入札書の書換え、引換え、又は撤回をすることはできません。
- 第8条 開札は、入札場所において入札後直ちに、入札参加者立会のうえ行います。
- 第9条 入札を行った者のうち、予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札したものを落札者とします。
- 第10条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定します。
- 2 前項の場合において、くじを引かないものがあるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。
- 第11条 開札の結果、各人の入札に予定価格以上の価格の入札がない場合で、入札参加者が再度の入札を希望するときは、1回に限り、直ちに再度の入札を行います。
- 2 第6条の規定により入札書が無効とされた者は、再度の入札に参加することはできません。

3 再度の入札を行う場合は、初回の入札保証金をもって再度の入札における入札保証金の納付があったものとします。ただし、再度入札の金額に対し100分の5以上の金額に満たないときは、再度の入札の前にその差額を納付しなければなりません。

第12条 落札者は、落札決定の日から起算して5日以内に売買契約を締結しなければなりません。

2 落札者が、前項の期間内に売買契約を締結しないときは、落札者としての権利を失うものとし、入札保証金は県に帰属することとなります。

第13条 落札者は、売買契約締結の際、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。

2 入札保証金は契約保証金に充当します。

第14条 入札をした者は、入札後、入札物件、売買条件、入札案内書等についての不知又は不明を理由として異議を申立てることはできません。

## 県有財産売買契約書

売出人 石川県（以下「甲」という。）と買受人 〔※落札者〕（以下「乙」という。）とは、次のとおり県有財産の売買契約を締結する。

なお、この契約は仮契約であり、石川県議会の議決を得たときは、何らの手続きをすることなく本契約となるものとする。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、次のとおりとする。

区分	所在	地目	地積（登記簿）	敷地権・持分割合
土地	千代田区廻町四丁目8番1	宅地	3,908.92㎡	敷地権割合100万分の120,061
	千代田区廻町四丁目8番66	宅地	159.37㎡	共有持分100万分の120,061

区分	所在	種別	家屋番号	種類	構造	床面積（登記簿）	摘要
建物	千代田区廻町四丁目8番1	専有部分	廻町四丁目8番1の29	寄宿舎	鉄骨鉄筋コンクリート造	1階部分 378.02㎡ 2階部分 379.95㎡ 3階部分 379.95㎡ 4階部分 381.76㎡	既存のLAN設備を含む
		附属建物	—	ボイラー室	鉄骨鉄筋コンクリート造	地下2階部分 19.42㎡	—

（売買代金）

第3条 売買代金は、金〔※落札金額に建物の消費税額を加えた額〕円（うち建物〔※落札金額×0.215に消費税を加えた額〕円（うち消費税額及び地方消費税額 円）、土地〔※売買代金から建物の価格を差し引いた額〕円）とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約締結と同時に契約保証金として金〔※売買代金の10/100以上〕円を甲に納付しなければならない。

- 2 入札保証金は前項の契約保証金に充当するものとする。
- 3 第1項の契約保証金は、第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
- 4 第1項の契約保証金には利息を付さない。
- 5 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。
- 6 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を県に帰属させることができる。

（売買代金の支払い）

第5条 乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金 円を、甲の発行する納入通知書により、本契約となった日から起算して30日以内に甲に支払わなければならない。

（所有権の移転）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付した時に乙に移転する。

- 2 所有権の移転登記に係る費用は、すべて乙の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第7条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転した日から起算して7日以内に売買物件を現状のまま引き渡す。

(危険負担)

第8条 乙は、この契約締結の時から、売買物件引渡しの時までにおいて、売買物件が甲の責に帰すことのできない事由により滅失し、又はき損した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

(かし担保)

第9条 乙は、この契約締結後、売買物件に数量の不足、その他隠れたかしのあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(禁止用途)

第10条 乙は、売買物件を、この契約締結の日から5年間（以下「指定期間」という。）、次の各号に定める用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用。
  - (2) 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用。
- 2 乙は、指定期間中に、売買物件につき所有権の移転又は地上権、質権、使用貸借による権利若しくは賃借権その他使用又は収益を目的とする権利を設定しようとするときは、これらに関する契約書に前項各号の趣旨の条件を付さなければならない。

(実地調査等)

第11条 甲は、指定期間満了までの間、前条に定める禁止用途に関し、必要があると認めるときは、売買物件を調査し、又は乙に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、正当な理由なく前項に定める実地調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第12条 乙は、第10条に定める義務に違反して売買物件を禁止用途に供し、又は供させたときは、金〔※売買代金の3割〕円を違約金として、甲に支払わなければならない。

2 乙は、正当な理由なく前条第2項に定める義務に違反して実地調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ったときは、金〔※売買代金の1割〕円を違約金として、甲に支払わなければならない。

3 前各項の違約金は、第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。ただし、乙が第10条第1項第2号に定める義務を履行しないときは、催告をすることを要しないものとする。

(返還金等)

第14条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には、利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。

(乙の原状回復義務)

第15条 乙は、甲が第13条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めるときは、現状のまま返還することができる。

- 2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。
- 3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第16条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第17条 甲は、第14条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第12条に定める違約金又は第15条第2項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部または一部と相殺する。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(停止条件)

第19条 この契約は、売買物件の麹町クリスタルシティ管理規約における用途変更に関する麹町クリスタルシティ管理組合全体総会の議決が得られたこと及び石川県議会の議決が得られたことを停止条件とする。

- 2 甲は、前項の停止条件が成就することの見込みがなくなったときは、第4条第1項の契約保証金を全額乙に返還する。ただし、当該返還金には、利息を付さない。
- 3 甲は、第1項の停止条件の不成就に関しなんら責任を負わず、乙に対する違約金や損害賠償金等は一切発生しないものとする。

(疑義の決定)

第20条 この契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定する。

(裁判の管轄)

第21条 この契約に関する訴えの管轄は、金沢地方裁判所を専属管轄とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

売出人 甲 石川県  
石川県知事 谷本正憲

買受人 乙 住所  
氏名 印

## 県有財産一般競争入札参加申込書

平成 年 月 日

石川県知事 谷本 正憲 様

申込者住所

氏 名

電 話 番 号

印  
(印鑑証明書の印)

(注) 名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記載すること。  
持分を共有する場合は、共有者全員の連名で記載すること。

石川県が売却する下記物件を買い受けたいので、当該物件に係る県有財産の一般競争入札に参加を申し込みます。

(添付書類)

- |   |             |     |
|---|-------------|-----|
| 1 | 利用計画書       | 1 通 |
| 2 | 役員等名簿       | 1 通 |
| 3 | 誓約書         | 1 通 |
| 4 | 登記事項証明書     | 1 通 |
| 5 | 納税証明書       | 1 通 |
| 6 | 印鑑証明書       | 1 通 |
| 7 | 直近1期分の決算報告書 | 1 通 |

記

○ 一般競争入札に参加申込みする物件

物 件 名 称：旧紀尾井会館

所 在 地：東京都千代田区麹町4丁目8番1、8番66

数 量：建物 1,539.10㎡(専有部分)

土地 4,068.29㎡の共有持分1,000,000分の120,061

## 利用計画書

平成 年 月 日

申込者住所

氏 名

印  
(印鑑証明書の印)

入札物件を下記のとおり利用します。

※利用方法が具体的にイメージできるよう、少なくとも下記事項について詳細に記載すること。

- ①階層ごとの具体的な利用方法
- ②想定している利用者、利用者との契約方法（利用者の把握の方法）
- ③物件管理方法（自己管理か外部委託か、外部委託の場合はその想定している委託先なども含め）
- ④購入後のスケジュール（改修や利用開始などの時期）





【記入上の注意事項】

- 1 法人にあつては非常勤を含む役員（監査役を含みます。）並びに支配人及び営業所その他事業所の代表者を、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者、理事等を、個人にあつてはその事業主並びに支配人及び営業所の代表者を記入してください。ただし、「支配人及び営業所の代表者」については、石川県との契約締結の権限を有する者が対象です。
  - 2 「年号」、「性別」は次のとおり記入してください。  
「年号」…明治：M 大正：T 昭和：S 平成：H  
「性別」…男：M 女：F
  - 3 「住所」欄には住民票記載の住所を記入してください。
  - 4 記入しきれない場合は、複数枚提出してください。（左上「（ 枚目 / 全 枚）」の欄に記入してください。）
  - 5 この役員等名簿は、役員等が暴力団員等であるか否かを確認するためのみに使用し、その他の目的には一切使用しません。
- ※ 本名簿が2枚以上にわたる場合は、割印すること。

# 誓 約 書

平成 年 月 日

石川県知事 谷本 正憲 様

申込者住所

氏 名

印  
(印鑑証明書の印)

電話番号

(注)名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記載すること。  
持分を共有する場合は、共有者全員の連名で記載すること。

このたび、石川県の県有財産一般競争入札の参加申込にあたり、下記の事項に相違ない旨確約し、貴県における入札、契約等に係る諸規定を順守し、公正な入札をいたします。

もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴県の指示に従い、貴県に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴県に対し一切異議、苦情等は申しません。以上、誓約いたします。

## 記

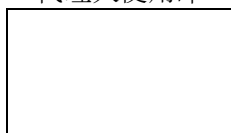
- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者及び同条第2項各号に掲げる者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）のいずれにも該当しません。
- 2 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び次に掲げるいずれにも該当しません。
  - (1) 役員等（申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。）が、条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者。
  - (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
  - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者。
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者。
  - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- 3 次に掲げる不当な行為は行いません。
  - (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
  - (2) 入札においてその公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合すること。
  - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げること。
  - (4) 契約の履行をしないこと。
  - (5) 契約に違反し、契約の相手方として不相当と貴県に認められること。
  - (6) 入札に関し贈賄等の刑事事件を起こすこと。
  - (7) 社会的失墜行為をなし、契約の相手方として不相当であると認められること。
  - (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。

# 委任状

代理人 住 所

氏 名

代理人使用印



私は、上記の者を代理人と定め、下記の石川県県有財産の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

## 記

- 次の県有財産の一般競争入札に関する一切の権限委任

物 件 名 称：旧紀尾井会館

所 在 地：東京都千代田区麹町4丁目8番1、8番66

数 量：建物 1,539.10㎡（専有部分）

土地 4,068.29㎡の共有持分1,000,000分の120,061

平成 年 月 日

石川県知事 谷本 正憲 様

申込人（委任者）住所

氏名

印

(印鑑証明書の印)

# 入札書

	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
--	----	----	---	----	----	----	---	---	---	---	---

(注) 入札価格には「¥」を付けること。  
土地と建物の合計額で、建物に係る消費税を含めないこと。

○ 入札する物件

物件名称：旧紀尾井会館  
所在地：東京都千代田区麴町4丁目8番1、8番66  
数 量：建物 1,539.10㎡（専有部分）  
土地 4,068.29㎡の共有持分1,000,000分の120,061

入札案内書等を承諾の上、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

石川県知事 谷本 正憲 様

入札者住所

氏 名

印

※ 印鑑証明書の印をご使用下さい。  
※ 代理人の場合は、委任状の代理人使用印をご使用下さい。

## 入札保証金に関する約定書

○ 入札保証金を納付する物件

物件名称：旧紀尾井会館

所在地：東京都千代田区麴町4丁目8番1、8番66

数量：建物 1,539.10㎡（専有部分）

土地 4,068.29㎡の共有持分1,000,000分の120,061

入札保証金                      ¥ \_\_\_\_\_ 円

上記金額を、銀行振出小切手により納付し、入札に参加します。  
落札者となり契約を締結しないときには、入札保証金を没収されても異議ありません。  
上記につき約定します。

石川県知事 谷本 正憲 様

入札者住所

氏 名

印

※ 印鑑証明書の印をご使用下さい。

※ 代理人の場合は、委任状の代理人使用印をご使用下さい。

## 銀行振出小切手について（見本等）

この一般競争入札の入札保証金は小切手により納めていただきます。

小切手として納めることができるのは、「銀行振出小切手（預金小切手、預小という。）」だけです。

この小切手は、金融機関が自己を支払人として振り出し、通常、振出人、支払人とも同一金融機関です。

見 本

AA00000	小 切 手	東京 **** ****-****
支払地	〇〇市〇〇町 株式会社 〇〇銀行〇〇支店	銀 行
¥ 1 , 0 0 0 , 0 0 0 - ※		
上記の金額をこの小切手と引替えに、持参人 殿へ お支払い下さい		
平成〇〇年〇〇月〇〇日 振出地 〇〇市	株式会社 〇〇銀行〇〇支店 支店長 〇〇〇〇 印	

※ 注意事項

- (1) 振出人、支払人とも同一金融機関である。
- (2) 「持参人渡」である。
- (3) 振出日から7日以内である。
- (4) 東京都内の手形交換所加盟店のものである。
- (5) なるべく「線引き」として下さい。

## 物件調書（1）

建物の名称	旧紀尾井会館（麴町クリスタルシティ西館） 1, 2, 3, 4階
住居表示	東京都千代田区麴町四丁目8番地1 麴町クリスタルシティ西館

	所在および地番	地目	地積（登記簿）	敷地権の種類	敷地権の割合 （（準）共有持分）
		千代田区麴町四丁目8番1	宅地	3,908.92㎡	所有権
土地	※上記敷地権の目的たる土地以外に、売買対象となる土地があります。 所在：千代田区麴町四丁目8番66 地目：宅地 地積（登記簿）：159.37㎡ 権利の種類：所有権 共有持分：100万分の120,061。				
	形状	別図のとおり			

建物の表示	一棟の建物の表示	所在	千代田区麴町四丁目8番地1、8番地66		
		構造	鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根ステンレス鋼板葺地下3階付17階建		
		延床面積	21,634.87㎡		
	専有部分の建物の表示	家屋番号	麴町四丁目8番1の29	建物の名称	-----
		種類	寄宿舎	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造4階建
		床面積	（登記簿） 1, 2, 3, 4階部分	1,519.68㎡	（壁芯） 不明
		建築時期	平成4年9月新築		
付属建物	有	<付属建物の表示> 【符号】1 【種類】ボイラー室 【構造】鉄骨鉄筋コンクリート造1階建 【床面積】地下2階部分 19.42㎡			
※新所有者は取得した持ち分に応じた管理規約に定める権利と義務を石川県から承継します。 ※対象不動産マンションには、規約設定共用部分として表示登記された共用部分の建物があります。 ※対象不動産の専有面積（壁芯）は分譲時パンフレット等がなく不明ですが、管理規約上の専有面積は1,584.23㎡と記載されております。					

法令等に基づく制限	都市計画法	市街化区域			
	建築基準法	用途地域	商業地域	防火指定	防火地域
		建ぺい率	80%	容積率	800%(A), 600%(B), 400%(C)
		特別用途地区	第二種文教地区		
		その他	高度利用地区、麴町四丁目地区地区計画区域		
補足	上記内容の補足 (A) (B) (C) (A)：対象不動産南側国道20号線道路境界線から北側20mまでの部分／商業地域、防火地域、特別用途地区(第二種文教地区)、高度利用地区(麴町四丁目地区高度利用地区) (B)：上記A以外の部分(20mを超える部分)のうち、対象不動産東側日本テレビ通り道路境界線から西側20mまでの部分／商業地域、防火地域、特別用途地区(第二種文教地区)、高度利用地区(麴町四丁目地区高度利用地区) (C)：上記A・B以外の部分(対象不動産南側国道20号線道路境界線から北側20mを超え、対象不動産東側日本テレビ通り道路境界線から西側20mを超える部分)／商業地域、防火地域、特別用途地区(第二種文教地区)、高度利用地区(麴町四丁目地区高度利用地区)				
その他法律等	都市再開発法 景観法				

※物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず、入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。



## 物件調書（2）

接面道路の状況	東側	公道	幅員約14.4m～16.1m
	北東側	私道	幅員約6.0m
	北西側	公道	幅員約4.0m
	西側	公道	幅員約5.8m

私道の負担等に関する事項	負担の有無	有	負担の内容	私道(位置指定道路+建築基準法第42条第2項により道路としてみなされる部分)部分が約158㎡あります。
--------------	-------	---	-------	---

供給処理施設の状況	区分	状況	事業所名	電話番号
	電気	有	東京電力 カスタマーセンター	0120-995-005
	上水道	有	東京都水道局 千代田営業所	03-5298-5351
	下水道	有	東京都下水道局 中部下水道事務所	03-3270-8317
	都市ガス	有	東京ガス お客様センター	03-5722-0111

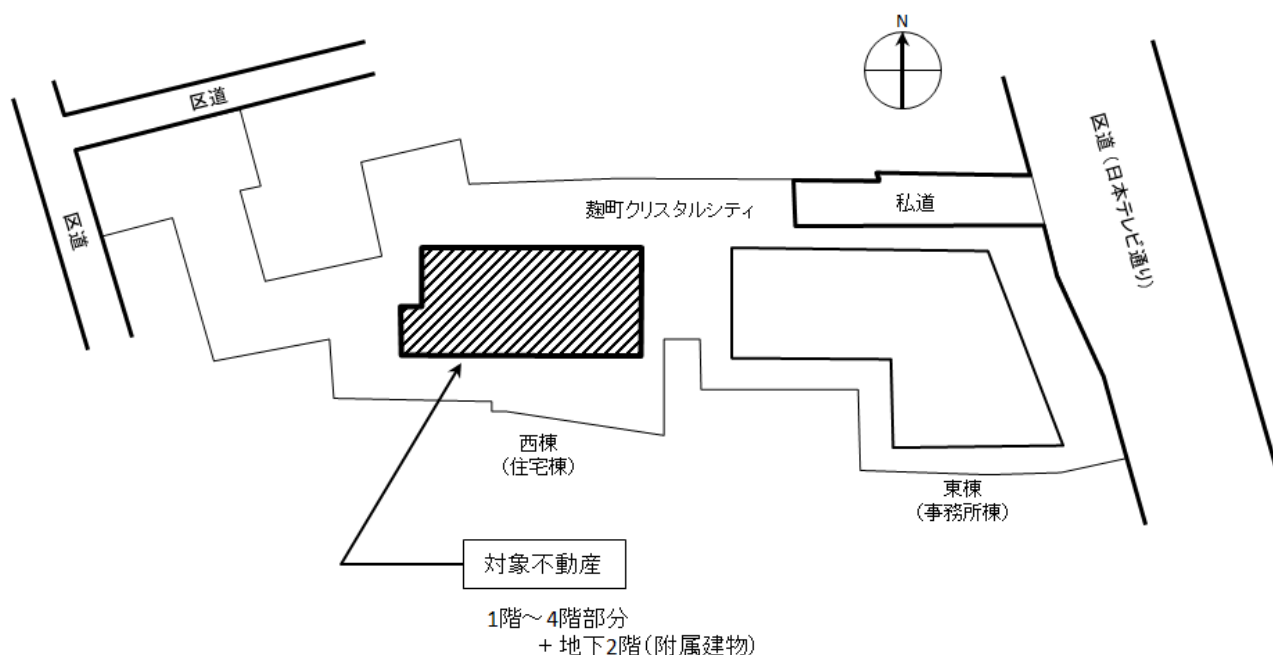
公共施設	区役所等	千代田区麹町出張所 約380m
	小学校	麹町小学校 約320m
	中学校	麹町中学校 約500m

交通機関	鉄道	東京メトロ有楽町線 麹町駅 徒歩1分
		東京メトロ半蔵門線 半蔵門駅 徒歩7分
		JR中央・総武線 四ツ谷駅 徒歩9分

管理に関する事項	管理費	月額 金519,600円	平成28年1月現在
	修繕積立金	月額 金102,970円	平成28年1月現在
	すでに積立てられている修繕積立金の額	金268,651,947円	平成27年12月31日現在
	※管理費や修繕積立金は新所有者が管理組合に委託する業務内容に応じて増減します。 ※新所有者が専有部分の設備について改修等を行うことにより管理組合など他者所有の設備も併せて改修等を行う必要性が生じた場合、これらに係る費用は全て新所有者の負担となります。(自動火災報知設備等)		

※物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず、入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

### 土地形状図





## 入札会場等のご案内

### 1 入札会場

会場	所在地	電話番号
都道府県会館 4 階会議室	東京都千代田区平河町 2-6-3 都道府県会館 4 階	03-5212-9016

※当日は入札手続きがありますので、最初に都道府県会館 1 4 階の石川県東京事務所までお越し下さい。

#### 都道府県会館 交通のご案内

■東京メトロ有楽町線・半蔵門線

- ・永田町駅：5 番出口より地下連絡通路を経て徒歩約 1 分

■東京メトロ南北線

- ・永田町駅：9 番 b 出口より地下連絡通路を経て徒歩約 1 分(地下 1 階出入口)

■東京メトロ丸の内線・銀座線

- ・赤坂見附駅：D 番出口より青山通り(国道 246 号)を上がり徒歩約 5 分(1 階出入口)

### 2 当日の持ち物

(1) 入札書

(2) 委任状

(入札書を入札参加者名義で作成できない場合(入札書に入札参加者本人の押印ができない場合))

(3) 印鑑(入札参加申込書に押印のもの。ただし、代理人の場合は委任状に押捺の代理人のもの)

(4) 入札保証金(入札金額の 1 0 0 分の 5 以上に相当する額(小切手に限る))

(5) 入札保証金に関する約定書

(6) 収入印紙(営業で参加の場合)

(7) 身分証明書(例:運転免許証)

(8) 筆記用具